

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年9月25日午前9時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志
10番 小野 博 11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 嶋貫 幹子
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第35号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第37号 非農地証明願に対する可否について
日程第8 議第38号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9 議第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました報第16号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページになります。

1番につきましては、賃貸人 ■■■■と賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 3, 471 m²を賃借人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人 ■■■■と賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計4, 358 m²を賃借人の申出により、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人 ■■■■と賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計7, 563 m²を賃借人の申出により、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づき、ご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今提案されました、議第35号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページになります。3条所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 外2筆 田1, 738 m²、 畑2, 221 m² 合計3, 959 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。以上です。

議長（高橋会長）

次に、現地調査の報告でございますが、議第35号 1番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

9月24日現地を見て参りましたところ、作物の作付けはなかったものの、草刈り等の管理が随時行われておりましたので、問題ないものと判断します。

- 議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- 3番
（高橋誠一委員） 譲受人が長井市の方とのことで、市内で希望者がいなかった結果今回の所有権移転に至ったのか、経緯を教えてください。
- 嶋貫農地係長 ご質問に対し、ご説明申し上げます。
譲渡人の■■■■側の処分したい意向と、■■■■の近くに宅地を所有していた譲受人の■■■■がその宅地を拠点にもち米を栽培したいとの希望があったようです。お二人は元々お知り合いのようでした。■■■■は長井市で会社を経営しながら農業をしている方で、会社で使用するもち米を今回の土地で作りたいとのことから、お互いに売買契約が成立し、今回の申請に至ったようです。
周りに希望者がいなかった、というよりもご本人同士の合意があった上での申請となります。
- 議長（高橋会長） 他に質疑、意見はありませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑、意見を終結いたします。
- 本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（高橋会長） 許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に日程第6 議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　　ただ今、提案されました、議第36号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計572㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地ではありますが、集落に接続する住宅であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） 　　ここで、議第36号 1番の現地調査について、10番小野博委員より、報告をお願いします。

10番
（小野博委員） 　　9月18日に、私と大室事務局長、嶋貫農地係長の3名で5条1件の現地調査を行って参りました。

この案件については、申請のとおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） 　　これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　　妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 　　次に、日程第7 議第37号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　　ただ今上程されました、議第37号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。

事実確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第37号につきまして、ご説明します。議案書4ページになります。

1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲登記地目 畑 208㎡が、昭和60年頃に植林して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲登記地目 畑 99㎡が、昭和54年に隣接地に住宅を建築した当時から、物置敷地及び駐車場として使用し現在に至るものです。

住宅敷地の一部として利用され、農地性はないものとして、証明できるものと判断いたします。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第37号 1番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いいたします。

13番
（鈴木正徳委員）

地元委員の私から現地調査の結果をご報告いたします。9月24日、現地調査を行いました。現地は申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、10番小野博委員より、報告をお願いいたします。

10番
（小野博委員）

9月18日、私と大室事務局長補佐、嶋貫農地係長の3名で非農地1件の現地調査を行って参りました。この案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第38号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第38号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年9月11日付け農第483号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、3件の賃借権設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第38号につきまして、ご説明を申し上げます。8ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定が3件で、計画面積が 20,474㎡ となっております。

つづきまして、9ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。今回の賃借権の設定につきましては、中間管理事業によるものでございます。

1番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,871㎡ 外2筆 合計5,428㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

2番につきましては、■■■■の相続人でありまして■■■■とやまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 6,749㎡ 外2筆 合計7,152㎡ を新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

3番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 5,328㎡ 外5筆 合計7,894㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。以上でございます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

………全員挙手………

議長（高橋会長） 許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第39号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第39号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年9月12日付け農第489号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第39号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の12ページをご覧ください。農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

区域は全域、借受者■■■■外2名と1法人、貸付者■■■■外2名で、▲▲字▲▲ 田 1,871㎡ 外11筆 合計 20,474㎡について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和元年11月29日から令和11年9月30日までの10年、支払方法は口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

始めに、議第39号 109-01、109-02、109-03番の案件について、審議いたします。ここで、5番 浅野 厚司 委員の退席を求めます。

……………浅野厚司委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 浅野 厚司 委員の復席を求めます。

……………浅野厚司委員 復席……………

議長（高橋会長） これより議第39号 110-01から111-06までの9件について、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和元年9月18日付け 南農委告示第10号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午前9時25分）